# 第2編 第4期特定健康診查等実施計画

#### | 基本的事項

#### 1. 背景・現状等

#### (1) 背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、 世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、 経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民 皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改 革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づき、保険者(高確法第7条第2項に規定する保険者をいう。以下同じ。)は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

#### 2. 特定健康診査等の実施における基本的な考え方

#### (1)特定健康診査の基本的考え方

①国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に 75 歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることを避けることもできる。また、その結果として、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら、中長期的には医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

②特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

#### (2) 特定保健指導の基本的考え方

①特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うこ

とにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うと ともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習 慣病を予防することを目的として行うものである。

②第4期からは、個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方針に沿い、特定保健指導の評価方法にアウトカム評価が導入された。こうした特定保健指導の実施率を向上させていくことで、成果を重視した保健指導をより多くの者が享受できるようにしていくべきである。

### 3. 達成しようとする目標

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和 10 年度)	2029年度 (令和 11 年度)
特定健康診査の 実施率	40%	45%	50%	55%	60%	60%
特定保健指導の 実施率	62%	63%	64%	65%	66%	67%
特定保健指導対 象者の減少率	20%	22%	24%	26%	28%	30%

### 4. 特定健康診査等の対象者数

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和 10年度)	2029年度 (令和 11 年度)
【特定健康診 查】 対象者数	7,473 人	7,293 人	7,117人	6,945 人	6,778人	6,615人
【特定健康診 査】 目標とする 実施者数	2,989 人	3,281 人	3,558人	3,819人	4,066 人	3,969 人
【特定保健指 導】 対象者数	343人	335人	327人	319人	312人	304人
【特定保健指導】 目標とする 実施者数	212人	211人	209人	207人	206人	204人

## Ⅱ 特定健康診査

### 1. 特定健康診査の実施方法

#### (1)対象者

40-74歳の被保険者

## (2) 実施場所

<集団健診> 市の保健福祉センター(あすてらす)

<個別健診> 指定医療機関

# (3) 法定の実施項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)」の 第1条に定められた項目とする。

# ①基本的な健診項目

項目	備考					
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査(質問票)を含む					
自覚症状及び他覚症 状の有無の検査	理学的検査(身体診察)					
身長、体重及び腹囲 の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準(BMI が 20 未満の者、 もしくは BMI が 22 kg/㎡未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告し た者)に基づき、医師が必要ないと認める時は、省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可					
BMI の測定	BMI=体重(kg)÷身長(m)の2乗					
血圧の測定						
肝機能検査	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST(GOT)) アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT(GPT)) ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ ーGT)					
血中脂質検査	空腹時中性脂肪(血清トリグリセライド)の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)の量低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)の量空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可					
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビン A1c(HbA1c)、やむを得ない場合 は随時血糖					
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無					

# ②医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目

項目	備考					
貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者					
心電図検査(12 誘導心 電図)	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上の者又は 問診等で不整脈が疑われる者					
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧が収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上 空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上 ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準 に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度					

	の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者 を含む。
血清クレアチニン検査 (eGFR による腎機能 の評価を含む)	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 血圧が収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上

# (4) 保険者独自の実施項目

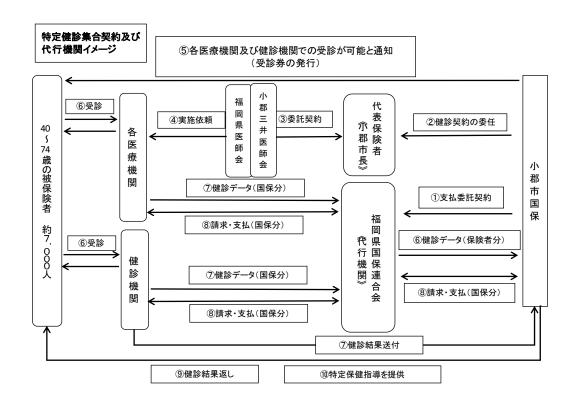
項目	備 考				
血液検査(血清クレアチ ニン(eGFR による腎 機能の評価を含む)、血 清尿酸、HbA1c (NGSP)、尿潜血、 総コレステロール)	全員に実施 血清クレアチニンについては詳細健診対象者以外				
心電図検査	詳細健診対象者以外全員に実施				

# (5) 実施時期又は期間

<集団健診> 6月~12月 <個別健診> 7月~3月

# (6) 外部委託の方法

- ①外部委託の有無 個別健診を医師会に委託
- ②外部委託の実施形態



#### (7) 周知や案内の方法

対象者には受診券と個別健診の実施医療機関リストを送付する。そのほかに、案内チラシ、市の広報誌、ホームページ、SNS での周知や、医療機関等にパンフレットを配布・掲示する。

### (8) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

①人間ドック・労働安全衛生法に基づく事業者健診等のデータ収集

事業者健診の項目は、特定健康診査の項目を含んでおり、特定健康診査の結果として利用できるため、未受診者の実態把握の中で、結果表の写しの提出を依頼する。

②診療における検査データの活用

本人同意のもとで保険者が診療所における検査結果の提供を受け、特定健康診査の結果 データとして活用する場合は、以下のとおりとする。

- ア 保険者が受領する診療における検査結果は、特定健康診査の基本健診項目(医師の総合判断を含む)を全て満たす検査結果であること。
- イ 特定健康診査の基本健診項目は基本的に同一日に全てを実施することが想定されるが、検査結果の項目に不足があり基本健診項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と、最後に実施された医師の総合判断日までの間は、3ヶ月以内とする。
- ウ 特定健康診査の実施日として取り扱う日付は、医師が総合判断を実施した日付とする。

### (9) その他(健診結果の通知方法や情報提供等)

<集団健診>健診実施1か月後に健診結果を郵送。

保健指導対象者、重症化予防対象選定基準に該当した者は、健診結果を対面で返却・ 結果説明

<個別健診>健診結果を郵送、あるいは対面で返却・結果説明

## Ⅲ 特定保健指導

### 1. 特定保健指導の実施方法

### (1) 対象者

特定保健指導基準該当者

### ①対象者の階層

腹囲	追加リスク	4喫煙歴	対象		
授出 	①血糖 ②脂質 ③血圧	4 突煌症	40~64歳	65~74歳	
≧85cm	2つ以上該当		積極的支援	動機づけ支援	
(男性) ≧90cm	1 つ該当	あり	傾燃的又按		
(女性)		なし			
	3つ該当		積極的支援		
上記以外で BM I ≧ 2 5	2つ該当	あり	傾慢的又按	動機づけ支援	
	2 グ談当	なし		到版プリ又版	
	1つ該当				

### (2) 実施場所

集団健診の動機付け支援は、小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)で実施します。 個別健診の動機付け支援は、指定医療機関で実施します。

積極的支援は、小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)もしくは、指定医療機関で 実施します。

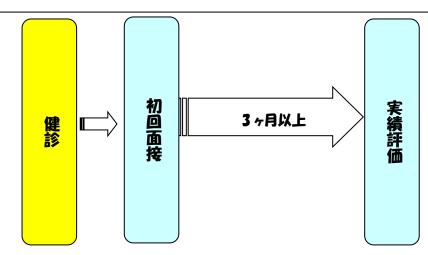
### (3) 実施内容

特定健診の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化する基準、及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機付け支援の内容については、高確法第 24 条の厚生労働省で定められた方法で実施します。

## <健診から保健指導実施の流れ>

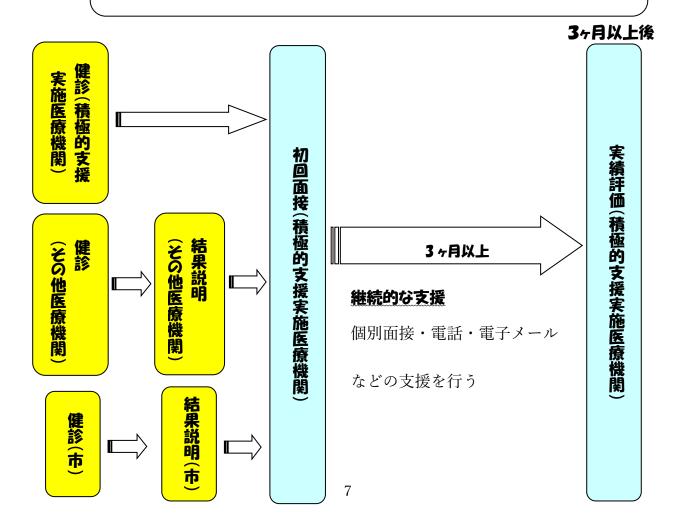
・動機付け支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、保健指導終了後にはすぐに実践に移すことができ、その生活が継続できることをめざす。



### · 積極的支援

定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定 し、目標達成に向けた実践(行動)に取り組みながら、支援プログラム終了後にはそ の生活が継続できることをめざす。



# (4) 実施時期又は期間

通年

# (5) 周知や案内の方法

健診受診時に特定保健指導実施案内をする。 集団健診における特定保健指導対象者は案内文の送付をする。 個別健診における特定保健指導対象者は電話勧奨と訪問する。

# Ⅳ 特定健康診査等の実施方法に関する事項

# 1.年間スケジュール

	特定健診・特定保健指導の年間実施スケジュール									
月		集団健診			個別健診			集団保健指導	·	個別保健指導
4月	業務委託施行		対象者抽出			対象者抽出	1			
			<u>健診案内発送</u>					1	Ц	
5月									$\parallel$	
_			w 2.w						H	
6月	保健指導スタッフ研修	集同	受診券発送 			受診券発送		保健指導対象者抽出	H	
7月		份	************************************	佢	固另	 削健診		特定保健指導開始	H	保健指導開始
			受診勧奨	П	個別健診受診勧奨		<b>边</b> 奨		V	1
8月			費用決済					<b>†</b>		
			法定報告作業 (前年度)		法定報告作業 (前年度)		業	法定報告作業 (前年度)		法定報告作業 (前年度)
9月						健診データ	受取			
						費用決済		実績評価開始		
10月				Ц				大阪町 岡田和		実績評価開始
		4	<b>,</b>	H			+			
11月		+		H	H		+			
12月		╁		H			$\parallel$			
147		1		H			$\parallel$			
1月				I						
		V								
2月	次年度健診・ 保健指導実施計画作成		1	Ц			$\perp$			
				Ц	Ш		$\downarrow$		H	
3月	業務委託契約準備				1				Ц	

### ∨ 個人情報の保護

#### 1. 記録の保存方法

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

#### 2. 保存体制、外部委託の有無

特定健診・特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録の作成の日から最低 5 年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日に属する年度の翌年度の末日までとなるが、保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて、当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健康情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うように努める。

# VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1. 特定健康診査等実施計画の公表方法

本計画については、ホームページを通じて周知のほか、必要に応じて県、国保連、保健医療 関係団体など地域の関係機関にも周知を図る。

#### ₩ 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

#### 1. 特定健康診査等実施計画の評価方法

- (1) 特定健康診査の実施率
- (2)特定保健指導の実施率
- (3)特定保健指導対象者の減少率

#### 2. 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

計画で設定した評価方法に基づき、年度ごと、進捗確認・中間評価を行うとともに、計画の最終年度においては、次期計画策定を見据えて最終評価を行う。評価に当たっては、市の関係機関と連携を図る。